

本事業対象敷地への仮設保育園の設置について

【別冊13】

- 本事業対象敷地の一部を、一時的に保育園として使用する必要が生じたことから、下記スケジュールにて仮設園舎を設置いたします。
- 仮設園舎撤去時は、原状回復することとしておりますので、提案書においては、仮設園舎の影響は無いものとして作成してください。なお、詳細な原状回復内容については園舎撤去前に市が確認を行います。

